

日の出・日没の時刻表		
令和5年11月15日	鳥取市	日の出 6時38分 日没 16時57分
	倉吉市	日の出 6時39分 日没 16時59分
	米子市	日の出 6時41分 日没 17時01分

日の出、日没の時刻をテレビ、ラジオ、新聞等で確認のうえ出猟してください。

※鳥獣関係法令の主要改正事項


- ☆「とはさみ」は使用禁止猟具になっています。(平成19年度～)
- ☆「くくりわな」を使用する際は、次の点が義務づけられました。(平成19年度～)
- イノシシ、ニホンジカ以外を捕獲する際は、輪の直径12cm以内、「締付け防止金具」の装着
- イノシシ、ニホンジカ捕獲の際は、上記に加えて、ワイヤー径4mm以上、「よりもどし」の装着
- ※ただし、鳥取県内ではイノシシ、ニホンジカの捕獲に限り、輪の直径が12cmを超えるものも使用できますが、ツキノワグマの生息地では設置を自粛して下さい。

令和5年度 鳥取県鳥獣保護区等位置図

この図面は、鳥獣保護区等の位置を示したものであり、詳細は裏面に掲載の区域図(QRコード)、標識等により確認してください。

メスキジ・メスマドリは捕獲禁止。
イノシシ・ニホンジカを狩猟できる期間は11月1日から翌年2月末日まで。
ツキノワグマを狩猟できる期間は11月15日から12月14日まで。ただし、捕獲数とその年の捕獲上限数を超えた場合、超えると予想される場合は狩猟の自粛を要請。

狩猟者登録証は、狩猟者登録の有効期間が満了した日から30日以内に捕獲場所のメッシュ番号、捕獲数等を記載して交付を受けた県の狩猟行政担当当局に必ず返納してください。



狩猟に関する注意事項

- 1 狩猟マナーを守り、迷惑をかけること。
- 2 出猟の際は狩猟者登録証の携帯及び記章の着用を確認すること。
- 3 作物のある土地や、柵などの囲いのある土地で狩猟するときは、必ず所有者の許可を受けること。
- 4 日の出前、日没後は狩猟をしないこと。
- 5 電話ケーブル、送電線及び標識類に向けて弾丸を発射しないこと。
- 6 網・わなには使用者の住所、氏名及び登録番号を明記した標識を必ず付けること。
- 7 地域の住民に無用の不安感や不快感を与えるような行為はしないこと。
- 8 農作物を採取したり、農地を荒らさないこと。
- 9 ワサビなどの山菜、シタケなどを採取しないこと。
- 10 農業施設、水道などの施設には十分注意して行動すること。
- 11 迷惑駐車はしないこと。
- 12 山火事を起こさないよう、タキ火、タバコに注意すること。
- 13 住所、氏名を変更したときは、2週間以内に狩猟者登録証の交付を受けた県の狩猟行政担当当局に届け出ること。
- 14 都市計画法に基づく都市公園(布勢総合運動公園、東郷湖羽合臨海公園、米子市東山公園等)では、狩猟をしないこと。
- 15 違法行為や危険な行為をしないようお互いに注意しあい、正しく安全な狩猟をすること。

狩猟鳥獣及び狩猟期間

狩猟鳥獣の種類	狩猟できる期間
ツキノワグマ <small>※捕獲数とその年の捕獲上限数を超えた場合、超えると予想される場合は狩猟の自粛を要請</small>	11月15日から12月14日まで
イノシシ、ニホンジカ	11月1日から翌年2月末日まで
カワウ、オスキジ(コウライキジを含む)、オスマドリ(コシジロヤマドリを除く)、エゾライチョウ、コジュケイ、オナガガモ、コガモ、ヨシガモ、マガモ、カルガモ、ヒドリガモ、ハンビロガモ、ホシハジロ、キンクワハジロ、スズガモ、クロガモ、タシギ、ヤマシギ(アマヤマシギを除く)、キジバト、ヒヨドリ、ムクドリ、ハシトガラス、ハシボソガラス、ミヤマガラス、スズメ、ニュウナイスズメ、ヒゲマシタス、タイワンリス、ノコギリ、ユキウサギ、ノネコ、ノリス、ヌートリア、アラウグマ、ミンク、ハウビシシ、アナグマ、イタチ(オスに限る)、シベリアイタチ、キツネ、タヌキ、テン(ツツマテンを除く)	11月15日から翌年2月15日まで

捕獲数量の制限

狩猟鳥獣の種類	1人1日の制限数
キジ、コウライキジ及びヤマドリ	合計して2羽
コジュケイ	5羽
エゾライチョウ	2羽
オナガガモ、コガモ、ヨシガモ、マガモ、カルガモ、ヒドリガモ、ハンビロガモ、ホシハジロ、キンクワハジロ、スズガモ及びクロガモ <small>(ただし、捕獲するにあたっては、狩猟期間を通じては、2008年以内)</small>	合計して5羽
タシギ及びヤマシギ	合計して5羽
キジバト	10羽

凡 例

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 特定猟具(銃器)使用禁止区域
- 指定猟法禁止区域(鉛散弾銃猟)
- 自然公園特別保護地区
- 国有林・官行造林地
- 重要送電線路位置

鳥取県の狩猟行政担当当局

名 称	電話番号
鳥取県生活環境部 自然共生社会局自然共生課	(0857) 26-7872
中部総合事務所 環境建築局環境・循環推進課	(0858) 23-3149
西部総合事務所 環境建築局環境・循環推進課	(0859) 31-9628

標識鳥獣回収のお願い

鳥獣の生態を調べるため、標識(足環・首輪・耳標)を着けて放しています。標識鳥獣を回収したときは、年月日、場所、種類、回収時の状況等及び標識を添えて最寄りの猟友会支部に届け出てください。

「カモ類センサスの日」に協力を

令和6年1月14日(日)前後にカモ類の生息調査を行います。カモ類の捕獲は行わないようにしてください。ヨシガモ・ハンビロガモ・クロガモは生息数が少なくなっているため捕獲を自粛してください。

鳥取県自然共生課ホームページにも令和5年度鳥獣保護区等位置図を掲載しております。
URL: <https://www.pref.tottori.lg.jp/289615.html>